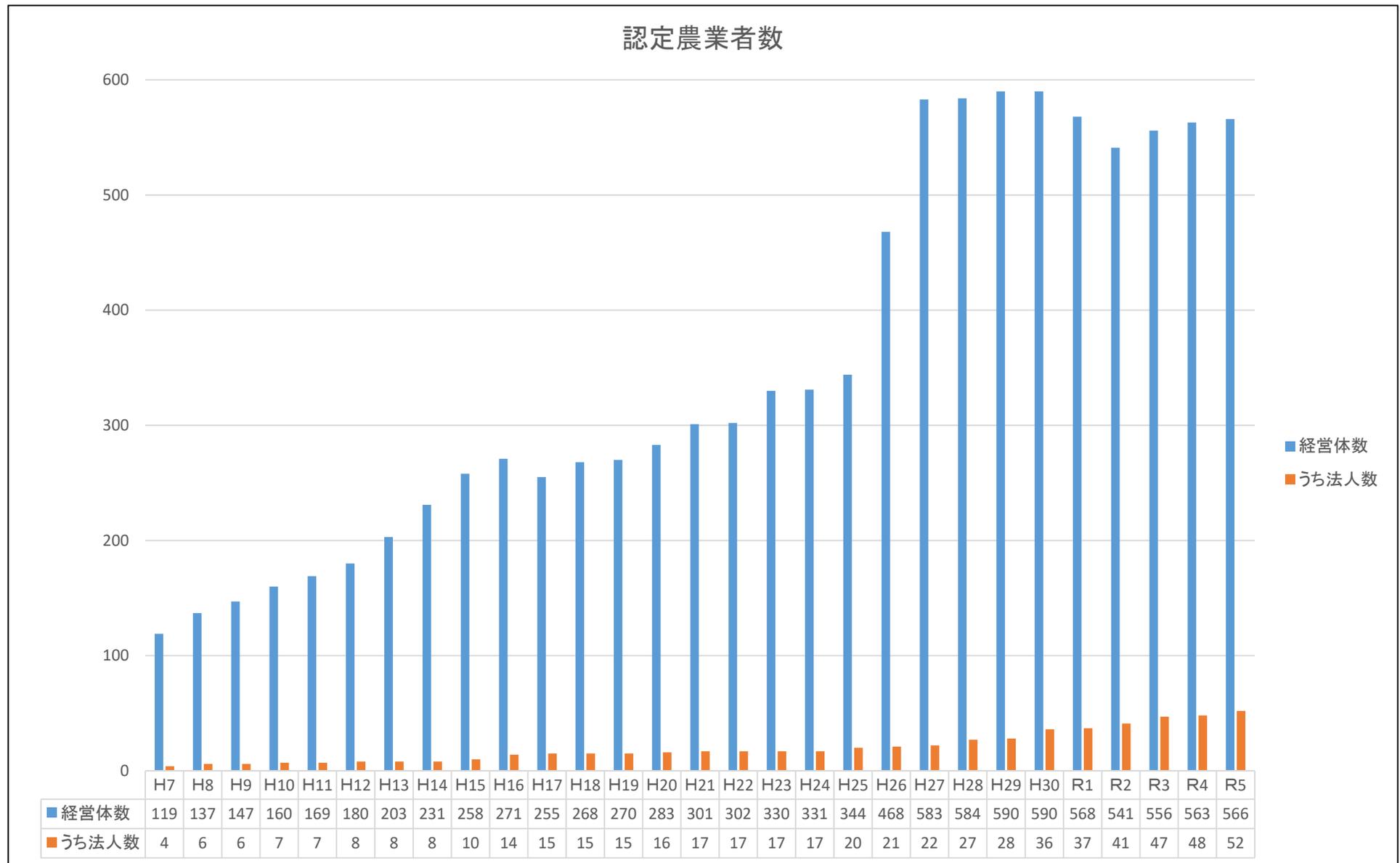


## 認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を作成し、認定を受けた経営体）の推移



- 1 平成7年度 認定農業者制度開始
- 2 平成27年度からナラシ対策の面積の規模要件（4ha）がなくなったため、農業経営改善計画の認定を取得する農家が増加した。  
※ナラシ対策（米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度）の該当となるためには、認定農業者となることが要件。